最終更新日：2017年8月4日

株式会社　昭文社
代表取締役社長 黒田　茂夫
問合せ先：管理本部総務グループ 03-3556-8171
証券コード：9475
http://www.mapple.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスの充実につきましては、経営上重要な課題のひとつであると位置付けております。
当社におきましては、事業活動を通じて利益をあげ、株主価値を継続的に増大させることが重要であると考えております。変化の激しい現代社会においてそれを実現するためには、機動的な経営判断と効率的な行動力が不可欠でありますが、その状況においても経営の健全性と透明性を維持できるような体制を確保するためにも、コーポレート・ガバナンス体制の強化が重要であると判断しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4　議決権の電子行使プラットフォームの利用等や招集通知の英訳】
当社は、株主構成における機関投資家及び海外投資家の比率は低く、費用対効果の観点から、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英文開示は行っておりません。今後は、株主構成等を勘案しながら検討してまいります。

【原則1-3　資本政策の基本的な方針】
当社は、株主価値の持続的な向上を目指し、経営環境の変化に対応できる財務基盤の強化を図りながら、将来の事業展開に備えて十分な株主資本の水準を維持することを資本政策の基本としております。また、事業展開上必要とされる資本政策については、常に株主の利益を重視したうえで判断することとしております。
現状においては、ＲＯＥなどの資本政策に関連した経営指標は目標数値としては公表をしておりませんが、当社は株主に対する利益還元を経営の重要課題と位置づけており、利益配分については、安定配当額として年間20円を基本に、株主還元を継続的に実施していくものとしております。
内部留保金については、当社を取り巻く事業環境が激変する中、まずは安定的に利益を確保できる体制を整えることが当面の最重要課題であり、減少する出版事業での売上高をデジタルメディアでの売上高拡大により補い、増加を目指すとともに、将来的な事業基盤の強化に繋がる電子事業及び「訪日観光客向けインバウンド事業」を早期確立・拡大させるための先行投資を積極的に行ってまいります。

【補充原則4-10-1　指名・報酬等に関する独立社外取締役の関与】
当社は、監査等委員会設置会社であり、独立社外取締役は2名おりますが取締役会メンバーの過半数には達しておりません。
監査等委員会設置会社への移行により、取締役の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性は強化されたと認識しておりますが、より一層の関与・助言を得る仕組みとして、報酬諮問委員会を設置し、公正性・客観性の確保に努めております。

【補充原則4-11-3　取締役会の実効性分析・評価の実施と開示】
当社は、各取締役から寄せられる取締役会運営に関する意見を積極的に反映し、取締役会の全体についての実効性の改善に努めておりますが、現時点で取締役会全体の実効性の分析や評価などは実施しておりません。
現状は、出席率や実効性を高めるために、年間議案を想定し、開催日時についても可能な限り各役員との調整を図るなどの施策を進めておりますが、各取締役の自己評価等の実施及び取締役会全体の実効性の分析や評価並びにその結果の概要の開示については、今後検討してまいります。

【原則5-2　経営戦略や経営計画の策定・公表】
当社を取り巻く事業環境が激変する中、まずは安定的に利益を確保できる体制を整えることが当面の最重要課題であり、当社は現段階において中期経営計画を公表しておりませんが、中長期における事業目標を定めており、半期ごとの決算説明会の資料で定性情報として公表しております。これらの資料については、当社ウェブサイトに掲載明示するとともに、日常のIR活動を通じて説明するよう努めております。
中期経営計画には定量的および定性的目標があり、今後は中期経営計画の定量的目標として、収益計画や数値目標を提示できるように検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4　いわゆる政策保有株式】
当社は、経営戦略、取引先や事業提携先等との関係構築・維持・強化等を総合的に勘案し、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断した場合に、他社の株式を保有することとしております。
なお、政策保有株式に係る議決権行使については、その議案が当社及び保有先企業の企業価値や株主利益に影響を与える可能性等を総合的に勘案し適切に行使しております。

【原則1-7　関連当事者間の取引】
当社は、関連当事者間の取引については、取締役会規程「決議事項一覧」に定めており、あらかじめ取締役会での承認を必要とし、その決議には、当該役員を特別利害関係者として、決議の定足数から除外したうえで行っております。また、取引内容については、取締役会は定期的に報告を受け、把握することとしております。

【原則3-1　情報開示の充実】
(i)当社は企業理念、経営方針を昭文社企業倫理綱領内に定め、当社ウェブサイトに掲載しております。
(ii)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は有価証券報告書に記載しております。
(iii)当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、中長期的な企業価値向上への動機づけのため、(a)経営陣の適切なリスクテイク

(b)株主との利益意識の共有を重視した設定を行っており、(a)については固定報酬と業績連動報酬（賞与）の適正なバランスを踏まえた設定を行い、(b)については、業績連動ではないものの、業績連動に近い形態として有償のストックオプション（業績達成条件付新株予約権）を発行しております。
(iv)当社では、以下のとおり、当社が現在進めている事業計画を達成するため、当社の利益に資すると認められる者を取締役候補者として指名しております。
1. 取締役の職務について、法的および経営的に正しく理解する力があること
2. 客観的判断能力があること
3. 問題解決能力があること
4. 統率力があること
5. 先見性、洞察力に優れていること
6. 責任感があること
7. 遵法精神に富んでいること
8. 業務遂行上、健康面で支障のないこと
9. 人望、品格に優れ、高い倫理観を有していること
10. 当社業務に関する知識と経験を十分に有している人物であること（業務執行取締役）
11. 当社主要事業分野において経営判断に影響を及ぼすおそれのある利害関係・取引関係がないこと
12. その他、株式公開会社としての透明性と健全性・効率性を果たす企業統治機構構築の観点から、取締役に求められる資質を有していること
また、監査等委員については以下の基準で監査等委員候補者を指名しております。
1. 業務執行者からの独立性の確保
2. 業務遂行上、健康面で支障のないこと
3. 客観的判断能力があること
4. 洞察力に優れていること
5. 責任感・使命感があること
6. 遵法精神に富んでいること
7. 人望、品格に優れ、高い倫理観を有していること
(v) 当社は、各取締役候補者の選任理由を株主総会参考書類に記載しております。

【補充原則4-1-1 取締役会の判断・決定、経営陣に対する委任の範囲の開示】
当社は、経営の意思決定機関としての取締役会において、法令及び定款に定められた事項、その他取締役会規程に定めた重要な業務に関する事項について決定するとともに、職務権限規程、契約承認規定にて決裁、承認等に関する権限を明確に定めております。なお、業務執行の迅速化を図るため、取締役会決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任できるものとしております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】
当社は、独立社外取締役として2名を選任しております。両名とも弁護士の有資格者で、当社の取締役に相応しい高い見識と専門知識、経験を備えており、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するよう、経営陣から独立した客観的な立場で、その役割・責務を果たしております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社では、東京証券取引所の定める独立性基準に準拠した「社外役員の独立性に関する基準」を制定しております。また、独立社外取締役は、様々な分野で専門的な知識と豊かな経験を持ち、当社の中長期的な経営に資するアドバイスが期待できる人物を選定する方針としています。

【補充原則4-11-1 取締役の選任方針等の開示】
取締役会は変化の激しい事業環境を背景にグローバル展開が進む中、経験・知識・能力・専門性を考慮し、取締役会で定めた「取締役選任基準」に沿って取締役候補を選任しております。
取締役会の全体としてのバランスを考慮したうえで、基準にもとづき選任された者を候補者として、取締役会の合意を経て株主総会で承認をいただいております。

【補充原則4-11-2 取締役のほか上場会社の役員兼任状況の開示】
当社では、役員が他社役員を兼務する場合には、当社での役割・責務を適切に果たすために必要な時間・労力を確保したうえで、合理的な範囲での兼務とし、かつ、取締役会の承認を要するものとしております。
当社取締役の他社との重要な兼務状況は、事業報告や有価証券報告書等にて開示しております。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング方針の開示】
当社は、取締役がその責務を適切に果たすために必要な機会を継続的に設けることをトレーニングの方針としております。
当社の取締役に就任する際には、会社経営上の意思決定に必要な広範な知識や業務遂行に求められる知識習得のために外部セミナー等に積極的に参加する機会を設けております。
また、社外役員就任時には、当社及び業界の概要及び課題等の説明を行っております。
さらに、就任後においても、当社が加盟する団体等の主催する外部セミナー等に参加する機会を設けることで、責務を果たすために必要な知識、時勢に応じた新しい知識の習得や研鑽に努めております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、持株比率等を勘案のうえ、合理的な範囲で株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を以下のとおり定めております。
(i)当社は管理本部担当取締役（IR担当）を選任し、原則として管理本部担当取締役が株主との対話を担当しております。
(ii)当社は、管理本部内の総務グループに対話を補助する社内のIR担当を配置し、同グループ内の総務・法務担当や経理・財務を担当する経理グループと日常的な部署間の連携を図っております。
(iii)当社は、半期ごとに決算説明会を開催し、その資料は当社ウェブサイトに掲載しております。その他にも、当社ウェブサイトにIRに関する情報及び問い合わせフォームを掲載し、株主が情報を閲覧及び問い合わせ可能な環境を整えております。
(iv)管理本部担当取締役は、株主との対話等で得た情報を必要に応じて取締役会に報告することとしております。
(v)インサイダー情報については、内部情報管理規程に基づき情報管理に努めております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
黒田　敏夫	3,574,500	19.66
株式会社エムティーアイ	2,033,287	11.18
黒田　茂夫	1,699,500	9.34
MSCO CUSTOMER SECURITIES (常任代理人　モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	971,000	5.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	921,500	5.06
昭文社社員持株会	701,300	3.85
株式会社三井住友銀行	347,500	1.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	207,200	1.13
株式会社ファウンダー・マップル	180,000	0.99
応用地質株式会社	160,000	0.88

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

平成29年5月10日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、アールエムビー・キャピタル・マネジメント，エル・エル・シーが平成29年4月28日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数	株券等保有割合
アールエムビー・キャピタル・マネジメント，エル・エル・シー	アメリカ合衆国イリノイ州　６０６０３，シカゴサウス・ラサール通り１１５番，３４階	1,093,600株	6.02%

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
安藤　敬太郎	他の会社の出身者				○							
関　聡介	弁護士											
桑野　雄一郎	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安藤　敬太郎			―	（社外取締役選任理由） 同氏は、経営者として豊富な経験と幅広い人脈を有しており、当社の経営においても様々な観点からアドバイスいただくことが可能であると判断し選任しております。

関　聡介	○	○	―	〔社外取締役選任理由〕 同氏は弁護士資格を有しており、法令・企業統治等に関する専門的な見識を幅広く有しております。 また、当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はなく、中立・公正な立場を保持しているため、コンプライアンス面における監視機能を十分に発揮できるものと判断し選任しております。 〔独立役員指定理由〕 同氏は当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係がないことから、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく、独立性が十分に確保されていると判断し指定しております。
桑野　雄一郎	○	○	―	〔社外取締役選任理由〕 同氏は弁護士資格を有しており、法令・企業統治等に関する専門的な見識を幅広く有しております。 また、当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はなく、中立・公正な立場を保持しているため、コンプライアンス面における監視機能を十分に発揮できるものと判断し選任しております。 〔独立役員指定理由〕 同氏は当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係がないことから、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく、独立性が十分に確保されていると判断し指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び専任の使用人を選定しておりませんが、監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合には、必要に応じて当社取締役及び当社使用人に監査等委員会の職務を補助させるものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会のほか、業務部門から独立した社長直轄の専門部署として内部監査室を設置し、社内における監査体制の整備を実施しております。
監査等委員会、会計監査人及び内部監査室は、監査計画に基づいて監査を実施し、その結果等について情報共有を図るなど、相互に緊密な連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）

指名委員会に相当する任意の委員会	―	―	―	―	―	―	―	―
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明

報酬諮問委員会は、過半数を社外取締役で構成し、取締役会の諮問を受けて取締役の報酬等に係る基本方針や報酬額について審議し、答申することで、その公正性及び客観性を確保いたします。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす社外役員全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、業績連動型報酬制度は導入しておりませんが、業務執行取締役の使命は常に業績の向上にあると認識し、当初目標とする業績を達成できた場合には、業務執行取締役に役員賞与の支給をすることで業務執行取締役へのインセンティブとしております。
なお、ストックオプション制度については、当社業務執行取締役のみではなく、当社常勤監査等委員、当社従業員、子会社取締役、子会社従業員にも付与する条件となっております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

中長期的な当社グループの企業価値の増大を目指し、意欲および士気を向上するため、付与対象者に業績達成条件付新株予約権を有償発行しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員報酬の内容は役職区分ごとに、報酬等の総額、基本総額、退職慰労金及び退職慰労金繰入額、対象となる役員の員数を記載しております。

有価証券報告書での開示内容は以下のとおりです。

役職区分	報酬等の総額	基本報酬	退職慰労金及び退職慰労金繰入額	対象となる役員の員数
取締役(監査等委員を除く。)	111百万円	106百万円	5百万円	5名
取締役(監査等委員)	6百万円	6百万円	―	1名
監査役	2百万円	2百万円	0百万円	1名
社外役員	12百万円	11百万円	2百万円	3名

(注1) 平成28年6月29日開催の第57期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社へ移行しております。
(注2) 監査役に対する支給額は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、取締役(監査等委員)に対する支給額は、移行後の期間に係るものであります。
(注3) いずれの金額も使用人兼務取締役の使用人分給与は含めておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方針の開示内容

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会で決定しております。
監査等委員である取締役の報酬につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査等委員会の協議で決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役をサポートするための専任スタッフは配置しておりませんが、取締役会事務局が取締役会資料の配布や各種情報提供を行うこととしております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

〔取締役会〕
取締役会は毎月1回定期的に開催するとともに、必要に応じて随時開催できる体制をとるべく、取締役の人数を少数に絞り、経営判断の迅速性と適正化を向上させております。取締役会では、経営に関する重要事項を審議するとともに、各事業本部における業務の進捗状況についての報告及び監督がなされております。

〔経営執行会議〕
重要事項の審議につきましては、全社的な立場からの的確な判断が迅速に行えるよう、業務執行取締役、執行役員事業本部長及び執行役員本部長が出席する経営執行会議を原則として週1回及び必要がある場合には適時開催し、積極的討議が十分に行われる体制をとっております。

〔監査等委員会〕
監査等委員会は、毎月1回定期的に開催し、会社の健全な経営に資するため、公正かつ独立した立場から職務の執行について監査・監督を行っております。

〔会計監査人〕
当社は、第58期（2017年3月期）の会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に基づく会計監査を、有限責任監査法人トーマツに依頼しております。当社の会計監査を担当した公認会計士は、指定有限責任社員　業務執行社員水野裕之氏、指定有限責任社員　業務執行社員中原健氏であります。また、その他に監査業務に係る補助者として、公認会計士8名、公認会計士試験合格者等3名が監査業務に携わっております。
なお、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、第58期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任し、監査法人A＆Aパートナーズが会計監査人として新たに就任いたしました。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役3名（うち監査等委員でない社外取締役1名、監査等委員である社外取締役2名）を選任しております。
社外取締役は、取締役会等重要会議に常に出席し、意見を述べるとともに、業務執行における適法性、妥当性の監査・監督を行うことにより、経営の監視機能としましては、十分機能する体制が整っているものと判断し、現在のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。
また、監査等委員である社外取締役2名は、両名とも弁護士資格を有する人材であり、コンプライアンスの面における監視機能も、十分であると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第58期定時株主総会の招集通知は、法定期日の4営業日前の2017年6月8日に発送しております。 また、発送日前日の2017年6月7日に当社ウェブサイト及び東京証券取引所のウェブサイトにおいて電子的に公表しております。
その他	株主総会では事業報告の内容をビジュアルで紹介し、事業内容や業績について分かりやすくお伝えするように努めております。 株主総会議案の議決権行使結果について、臨時報告書を提出しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を年2回、第2四半期決算及び本決算発表後に開催し、IR担当役員による業績説明及び代表取締役による今後の経営方針の説明を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	〔IR資料〕 決算短信、有価証券報告書、IRニュース、年次報告書、決算説明会資料等を掲載しております。 〔IRに関するURL〕 http://www.mapple.co.jp/corporate/ir/	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当役員：取締役兼執行役員管理本部長　大野真哉 IR担当部署：管理本部総務グループ	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の企業倫理綱領に「ステークホルダーの期待を裏切らないよう誠実かつ確実に業務の邁進に努める」と規定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社の企業倫理綱領に「会社・ステークホルダーに関わる企業秘密や未公表の社内情報などを外部に洩らしてはならない」「重要事項や秘密事項を特定の第三者にのみ開示することはインサイダー取引に関わるために行わない」等、情報提供に関する事項を規定しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

業務の適正を確保するための体制として、平成29年４月21日開催の当社取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を一部改訂し、以下のとおり決議しております。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
　当社は、「昭文社企業倫理綱領」に定める「行動規範」や「コンプライアンスガイドライン」等コンプライアンス体制に係る規定に基づき、取締役及び使用人が法令・定款を常に遵守し、倫理を尊重した行動を取るよう徹底する。
　コンプライアンス担当役員を置くとともに、管理本部総務グループを「コンプライアンス担当部署」として位置づけ、コンプライアンス上重要と思われる事項について検討するとともに、「昭文社企業倫理綱領」を取締役及び使用人に周知徹底させる。また、コンプライアンス違反等について、通常の職制を通じた報告制度と別に直接情報提供を行える仕組みとして公益通報者保護規程を定めるとともに、「コンプライアンス・ホットライン」を設置し、コンプライアンス経営の強化を図る。
　内部監査部門は、コンプライアンスの状況についても監査を実施し、その結果を報告する体制を構築する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
　当社は、取締役の職務の執行に係る情報（特に取締役の意思決定や取締役への報告事項等）について、情報セキュリティ管理規程、営業秘密管理規程、文書管理規程等に基づき文書または電磁的媒体（以下文書等という。）に記録し、適切に保存・管理する。
　保存された文書等は、取締役が常時閲覧できるものとする。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
　当社は、損失の危機の管理について、リスク管理担当役員を置くとともに、「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理に関するリスク管理規程の制定、マニュアルの策定等を行う。
　また、組織横断的に各業務におけるリスクの識別と対応について明確にし、全社員への啓蒙教育を行うことで、リスクを未然に防止し、リスクが発生した場合にも迅速かつ組織的な対応を行い、損害を最小限度に抑えられる体制を構築する。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
　当社は、意思決定機関である取締役会において的確な判断が迅速に行えるよう、業務執行取締役、執行役員事業本部長及び執行役員本部長が出席する「経営執行会議」等を定期的及び必要性がある場合には適時開催し、取締役会付議事項や重要事項について事前に積極的討議を行う。
　また、中期経営計画や年度事業計画を適宜策定することで、各部門における具体的目標とスケジュールを明確化し効率的な活動ができる体制を築くとともに、その進捗状況を常に監視し計画実現に向けて邁進できる体制とする。
　ITの主管部署を設置し、業務の効率化、迅速化及び適正性を確保するために、IT環境の整備を行う。
　組織規程、職務権限規程、契約承認規定に基づき、各取締役の責任と執行手続きを明確にする。

5．当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
　当社は、関係会社管理規程に基づき子会社管理担当部署を設け、取締役等の職務の執行状況について定期的に報告を受けるとともに、子会社に関する情報を常に詳細に入手し管理すべく、子会社社長との議論、意見交換の場を設ける。
　また、当社役員もしくは管理職使用人を子会社の取締役もしくは監査役として派遣し、グループの事業方針に合った意思決定がなされるよう指導、監視する。
　コンプライアンス体制やリスク管理体制においても、グループ全体としての方針に沿った活動が行われるような体制を築き、各種規定及びマニュアルを作成するとともに、その運用状況についても監査を行う。

6．監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
　監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合には、必要に応じて当社取締役及び当社使用人に監査等委員会の職務を補助させるものとする。
　当社は、当該取締役及び使用人の任命、異動、人事考課について、監査等委員会の意見を聴取し尊重したうえで行うものとし、その指揮命令権は監査等委員会にあり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。
　監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は、監査等委員会の指示に従い、当該職務に優先的に従事する。

7．当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
　当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社グループの業務や業績に対して重要な影響を与える事項や職務執行に関する法令違反、定款違反及び不法行為の事実や、当社グループに著しい損害を与える事実を発見した場合には、遅滞なく当社監査等委員会に報告するものとする。また、当社監査等委員会は必要に応じて、当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
　当社は、当社の監査等委員会への報告を行った者について、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役等及び使用人に周知徹底する。

8．監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
　当社は、監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払または償還等については、その適正性に留意しつつ、監査等委員の請求に従い処理をする。

9．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
　当社は、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するために、代表取締役との定期的な意見交換会の開催、会計監査人や内部監査室との連携、子会社の監査役との連絡会の開催等の体制を構築する。

10．反社会的勢力排除に向けた体制
（1）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社及び当社子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

① 当社の企業倫理綱領担当取締役を責任者とし、当社管理本部総務グループを担当部署とする。

② 警察署や弁護士等との連携を図り、問題に対処してゆく。

③ 関係行政機関や関係団体等からの情報収集に努める。

④ 倫理綱領に基本的な考え方を定めるとともに、周知徹底を図る。

以上

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況については、「1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」にまとめて記載しております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

当社は、法令遵守を最重要事項ととらえるとともに、株主及び投資者の皆様への適時、適切な会社情報の開示に努めております。具体的な社内体制といたしましては、管理本部総務グループを開示担当部署と位置付け、管理本部担当役員を「情報取扱責任者」とし、以下の体制のもと行っております。

情報取扱責任者は、「内部情報管理規程」等に基づき役員及び従業員からの内部情報をつかさどる管理本部総務グループや、経営全般、会社全体の管理･総括を行うとともに、子会社･関連会社の管理を担当する経営企画室、会社の財務状況を管理する管理本部経理グループと常に連携し、各部署における情報を集約し管理しております。また、業務執行取締役、執行役員事業本部長及び執行役員本部長が出席する経営執行会議にも出席し、各本部における状況や様々な情報に関する報告を受けております。さらに、取締役会にも必ず出席し、決定事項に伴う情報についても管理しております。

このようにして入手される多くの情報について、情報取扱責任者は開示担当部署である管理本部総務グループと情報の共有化を常に図るとともに、その内容等の検討を行い「適時開示規則」に基づき適時開示の必要性の有無の判断を行っております。そこにおいて開示の必要性がある、または重要性が高いと判断される情報については、代表取締役に迅速に報告するとともに、臨時取締役会を早急に開催し適時開示の決議･承認を受けたうえで、適時開示規則に準拠した方法により東京証券取引所において適時開示するものとしております。適時開示した情報につきましては、東京証券取引所における開示後速やかに、当社ホームページへの掲載や記者クラブへの発表等も行っております。

また、子会社等に関する情報につきましては、担当部署である経営企画室を通じ報告を受けるだけにとどまらず、子会社等の代表者とも常に直接連携を取ることで情報開示が遅れることのないよう、適時開示のための体制をとっております。

